

第 92 号議案

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

令和 2 年の人事院勧告、大分県人事委員会勧告に係る国、県の職員給与の改定及び他市町村における給与改定等の状況に鑑み、職員の給与改定等を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊後大野市職員の給与に関する条例（平成17年豊後大野市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の130」とあるのは」を「100分の125」とあるのは、」に改める。

第2条 豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。